

# 仕 様 書

## 1 件名

令和5年度 GRAND CYCLE TOKYO 多摩地域における自転車ロードレース等実施計画策定支援及び運営委託

## 2 目的

現在、東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとし、国内外に東京の魅力を発信するため、様々なイベントを「GRAND CYCLE TOKYO」プロジェクトとして進めていくこととしている。そこで、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）で自転車ロードレースの舞台となった多摩地域において、レガシーコースを活用したロードレースや都民参加型レースを開催し、スポーツサイクル等自転車の活用推進を図るとともに、地域の魅力発信を行い大会のレガシーとして未来に繋いでいく。

## 3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和6年3月29日まで

## 4 履行場所

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「委託者」という。）が指定する場所

## 5 受託要件

警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定されている認定を受けていること。東京都以外の公安委員会で認定されている場合は、同法第9条に規定されている東京都公安委員会の受付印のある届出書の写しも添付すること。

## 6 通則

（1）受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。

また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

（2）受託者は、本業務を実施するに当たり、労働基準法等法令を遵守して業務を遅滞なく進めること。

（3）受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するための全体スケジュールを委託者と協議の上、委託者に提出すること。実施に当たっては本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して委託者に進捗状況を報告しながら業務を遅滞なく進めること。

（4）受託者は、本事業の実施に当たりサステナビリティに配慮し、事業に伴い発生した廃棄物等を最大限リサイクルするなど、環境への負荷を最小限にするよう努めること。また、東京都グリーン購入ガイド（2022年度版）の基準を満たすこと。なお、プラスチック素材（塩ビ加工を含む）を使用したものを作成・使用する場合には、委託者と事前に協議するものとする。

（5）受託者は本事業の効果を最大化するため、別に委託する以下の GRAND CYCLE TOKYO プロジェクトに係る受託事業者と必ず連携を図ること。特に、味の素スタジアムで同日に開催するイベ

ント（以下の「イ」の契約）については、一体的な運営となるよう当該受託事業者と協力しながら進めること。

ア 令和5年度 GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド実施計画策定支援及び運営委託

イ 令和5年度 GRAND CYCLE TOKYO マルチスポーツ、多摩自転車イベント等実施計画策定支援及び運営委託

ウ 令和5年度 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局補助委託

エ その他 GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る全ての受託事業者

## 7 支払方法

業務完了後、委託者が履行を確認した後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

## 8 多摩地域における自転車ロードレース大会概要

以下の（１）から（３）までの内容を多摩地域における自転車ロードレース大会（仮称。以下「大会」という。）として開催する。

### （１）自転車ロードレース

東京 2020 大会で自転車ロードレースの舞台となった多摩地域において、その感動や興奮を再現し後世につなげるため、レガシーコースを活用したロードレースを開催する。

#### ア 開催日時

令和5年12月3日（日曜日）

エリート男女：9:00～11:30（予定） パラサイクリング男女：8:00～9:30（予定）

#### イ 会場

競技種別	スタート	フィニッシュ
自転車ロードレース	八王子市富士森公園 （東京都八王子市台町二丁目2）	武蔵野の森公園前 スタジアム通り
パラサイクリング	武蔵野の森公園前スタジアム通り	

#### ウ 競技者のカテゴリー、人数及び距離

① エリート（男子）：130名～140名程度 72.6km

② エリート（女子）：40名～60名程度 49.8km

③ パラサイクリング タンデム タイムトライアル（男子）：10名程度 24.4km

④ パラサイクリング タンデム タイムトライアル（女子）：10名程度 18.3km

#### エ コース

別表「カテゴリー別レースコースマップ」のとおり

### （２）都民参加型レース

スポーツサイクル初心者から経験者まで幅広く参加し、自転車競技に関心を持ってもらうことを目的とし、都民参加型レースを企画・開催する。

#### ア 開催日時

令和5年12月2日（土曜日）8:00～16:00（予定）

#### イ 実施会場及びコース

味の素スタジアム外周車路及び付帯広場における構内特設コース

#### ウ 参加規模

延べ800～1,000名程度

### （３）自転車ロードレース開催イベント

ロードレースの観戦促進に向けた気運醸成等を図るためのイベントを企画・開催する。

ア 開催日時

令和5年11月26日（日曜日）10:00～17:00（予定）

イ 実施会場

八王子市明神町三丁目19-2 東京たま未来メッセ（東京都立多摩産業交流センター）  
※詳細は委託者と協議の上決定するが、当該施設の仮予約及び施設借用料については委託者が実施及び負担する。

ウ 来場者

延べ3,000～4,000名程度

9 委託内容

本事業の目的を十分理解した上で、委託者から提供する「大会基本計画書（以下「基本計画」という。指名業者通知時に配布する予定。）」に基づき実施計画を作成し、大会を運営すること。併せて、大会の円滑な開催に向け、委託者等と連絡調整を行うとともに、全体の進捗管理及び取りまとめを行うこと。

なお、委託費には、業務を実施するに当たり本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に際して必要な手続及びそれらに係る諸経費（権利関係の処理等に係る費用を含む。）等、本委託の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。

(1) 実施計画の作成に係る提案

下記に掲げる実施計画について、別紙「実施計画の提案」を参照し、計画の骨子を提案すること。なお、作成した計画について、準備、実施、後処理、広報等に必要な全ての費用を項目ごとにリスト化し、必要な経費を算出すること。

I 全体計画 (i) 大会概要 (ii) 組織体制 (iii) 準備スケジュール（業務実施工程） (iv) 当日スケジュール	III 都民参加型レース実施計画
II 自転車ロードレース実施計画 (i) 競技運営計画 (ii) スタート・フィニッシュ会場運営計画 (iii) スタートセレモニー・表彰式計画 (iv) コース運営全体計画 (v) 交通規制実施計画 (vi) 人員・資機材配置計画（安全対策計画） (vii) 警備計画 (viii) ボランティア計画 (ix) その他、委託者が必要と認める事項	IV プレイベント実施計画  V 広報計画 (i) 交通規制広報計画 (ii) エントリー計画 (iii) 東京の魅力発信計画  VI その他の計画 (i) 救護医療計画 (ii) 緊急時対応計画 (iii) 新型コロナウイルス対応計画

(2) 実施計画の作成及び運営体制の構築に係る業務

ア 実施計画の作成

委託者から提供する基本計画に基づき、少なくとも上記計画を含む、大会運営に必要な各実施計画について、契約締結後2か月以内を目途に作成すること。内容は委託者と協議の上詳細を決定し、委託者の承認を受けるとともに、適宜見直しを行い、関係者が常に最新の情報を共有できるようにすること。

また、作成した計画について、委託者が求める場合には数量や費用等に係る根拠資料を用いて詳細な説明をすること。

## イ 運営体制の構築

### (ア) 人員体制の構築

受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行するのに必要な人員を確保するとともに、業務責任者、事業実施体制、連絡体制について書面で提出すること。また、変更が生じる場合は、委託者に事前に協議し、承認を得ること。

なお、大会当日は競技運営やロードレースコース管理、都民参加型レース管理等、実施項目ごとに運営を統括する責任者等を適宜配置し、業務責任者の指揮命令のもと、円滑な運営管理が行えるよう体制を整えること。

### (イ) 業務責任者の設置

業務責任者は、本委託業務全体を統括する責任者として以下の業務を行うこと。業務責任者が不在の場合は代行責任者が行うこと。

- a 業務進捗及び課題等の把握・管理
- b 自治体・警察・施設管理者など関係機関連絡会議等への出席
- c 緊急時対応状況の一元管理
- d 委託者、自治体・警察・施設管理者など関係機関等の各関係者との連絡調整等
- e 大会当日の全体管理及び連絡体制・通信手段の確保

### (ウ) 定例会の実施

委託者と受託者で定期的に打ち合わせ（以下「定例会」という。）を実施すること。定例会は、委託者が指定する場所で、週1回程度の頻度で実施すること。委託者と受託者で定例会を行った事項については、終了後3日以内を目途に議事録を提出すること。

また、委託者が同席しない場合における外部との打合せ事項についても同様に議事録を提出すること。

### (エ) 委託者との連絡体制

受託者と委託者の諸連絡は、電話、電子メール等を用いる。また、緊急の場合は、夜間・休日でも速やかな対応ができるよう連絡体制・通信手段を整えること。その他、受託者内部及び関係者間の情報共有を密に行うこと。

### (オ) その他

本委託を含め、「レインボーライド実施計画策定支援及び運営委託」「マルチスポーツ、多摩自転車イベント等実施計画策定支援及び運営委託」のうち計2つ以上の契約を受注する場合には、各業務において何一つ支障が出ないように、同時並行で業務を進められる十分な体制を組むこと。

## (3) 運営マニュアル、進行台本等の作成

委託者の指定する日時までに、大会について、少なくとも以下の事項を含めた運営マニュアル、進行台本等を作成し、提出すること。

- ア 競技運営マニュアル
- イ 会場運営マニュアル
- ウ スタートセレモニー・表彰式マニュアル
- エ ロードレースコース運営マニュアル
- オ ボランティア運営マニュアル
- カ 都民参加型レース運営マニュアル

## キ プレイベント運営マニュアル

### (4) 大会の運営

9 (1) の実施計画等の作成及び9 (3) の運営マニュアル、進行台本等の作成に基づき、以下の事項を含めた大会の準備、運営等、事業実施に付帯する一切の業務を行うこと。また、業務に係る費用は全て受託者が負担すること。

ア 国内競技団体等との調整、連携を含めた大会の円滑な運営

イ プロ選手等の出場選手の確保

ウ 車両等を含めた運営に必要な資機材の調達

エ 登壇者、アスリート等に対するアテンド（接遇、飲食物提供、誘導、通訳等含む）

オ 通訳（英語を基準とし、必要に応じて多言語対応を行うこと。）

カ 各種制作物等の作成

キ 参加者の取りまとめ、問い合わせ対応

ク 各種事務局の設置・運営

(ア) ボランティア事務局

募集から当日の活動終了までに必要な作業を行うとともに、ボランティア参加者対応窓口として事務局を開設して対応すること。詳細は委託者と協議の上決定する。

(イ) 交通規制対応事務局

交通規制公表後から令和5年12月末までの間、問い合わせ窓口を開設し対応すること。詳細は委託者と協議の上決定する。

(ウ) 広報事務局

メディアに配布する全ての関係資料の作成（翻訳含む）、メディアの動員、当日の受付、メディア対応、掲載フォロー、モニター、事後メディア対応等を実施する広報事務局を開設し、大会がメディアを通じて国内外に発信されることを意図して、適切な撮影・取材スペースを設けること。

ケ イベント保険への加入（味の素スタジアムで同日に開催するイベントに係る運営委託（6 (5) イの契約）保険との重複を避けること。）

コ 当日の様子撮影（参加者に対し撮影の許諾を得ること。）

サ 障害者のアクセシビリティへの配慮

シ 会場来場者及び沿道観戦者等の誘導、動線の確保、警備等の実施及び必要に応じたトイレ等の確保

ス 大会に係る苦情対応

セ 来場者が大会運営スタッフ、ボランティア等を容易に識別するためのスタッフウェア等準備（気温、天候等を考慮した仕様のもを用意すること。）

ソ 実施に際して必要となる識別諸票（車両証、通行証、関係者識別票（スタッフタグ）等）を発行すること。また、その他印刷物（サイン等含む）等が必要な場合は、適宜手配又は作成し、必要数を用意すること。）

タ 実施及び検証報告書の作成（大会終了後、本件業務にかかわる大会の実施結果を取りまとめた実施報告書（記録写真、参加者数、出席メディアリスト、各種広報物配布数、数値等を用いた効果検証を含む）を作成するとともに、次回大会に向けた課題等について、関係者及び団体等の聞き取り等を含めた報告書を取りまとめること。）

チ その他実施に当たり必要となる事項

### (5) 広報関連業務

大会の広報関連業務について、以下を行うこと。なお、大会全体の広報計画については、味の素スタジアムで同日に開催するイベントに係る運営委託（６（５）イの契約）で作成・実施する予定のため、本委託には含まないこととする。

#### ア ウェブページの作成・運用

本事業に係るウェブページ（以下「ウェブページ」という。）を作成し、公開すること。開催に向けた気運醸成を図るため、ウェブページを活用し、積極的なPRを行うこと。その際は音声読み上げの機能を付す等、情報アクセシビリティに留意すること。内容については、事前に委託者と協議の上、承認を得ること。情報発信に際しては以下の点を踏まえること。

(ア) 自転車ロードレース（一般応募枠）及び都民参加型レースの参加者は事前登録制を予定しており、募集に当たってはウェブページを活用すること。

(イ) 委託者の公式ウェブサイト (<https://grand-cycle-tokyo.jp>) からウェブページへリンクするためのバナー画像を必要に応じ作成すること。

(ウ) 他の GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る受託事業者からウェブページの更新等に関する依頼等があった場合は、その依頼等に誠実に対応すること。

#### イ ウェブページ、委託者の公式ウェブサイト、ソーシャルメディア等を活用した大会に関する事前・事後の広報活動

(ア) 大会を事前から盛り上げ、積極的に大会の趣旨及び活動を広報するため、ウェブページ、委託者の公式ウェブサイト、ソーシャルメディア等を活用し、コンテンツを計画的に用意し、広く都民、国内外の人々が広く認識できる広報活動を行うこと。

(イ) 事業当日の様子がソーシャルメディア（SNS、主に Instagram、Twitter、Facebook 等）を通じて広く拡散されることが期待できるような企画とすること。

#### ウ 記録写真又は映像の撮影

大会当日の写真に加えて、事前準備、当日の準備、撤去作業等、後年度においても一見して運営手順や様子がわかるように記録写真又は映像を撮影し、一連の流れを理解しやすいようにまとめること。

#### エ 来場者数の測定及びアンケートに係る業務

(ア) 参加者数及び来場者数の測定を行い、開催当日の速報値を含め、委託者の求めに対し速やかに報告できる体制とすること。

(イ) 来場者に対し、アンケートを実施すること。アンケートで質問する内容については、委託者と事前に調整し、決定すること。併せて、アンケートの集計・分析を行うこと。

(ウ) アンケートの実施方法等については、デジタル技術の活用を積極的に検討すること。

#### (6) 第2回大会に係る基本計画策定支援

大会準備と並行して、第2回大会に係る基本的事項(日程・会場・コース及びその他イベント等)等について、委託者が行う基本計画等の策定支援を行うこと。具体的には、開催に向けて策定する第2回大会の基本計画について、競技特性等を十分に考慮し立案すること。

当該基本計画策定支援を行うに当たっては、これまでの見識や専門的知見を最大限活用しつつ本件業務の遂行にて培った見識も踏まえ、現実的かつ実現可能な計画案を提案・作成し、委託者の合意を得ること。その上で、次のアからクまでに掲げた項目を含む基本計画を作成すること。

#### ア 準備体制に関する計画

(ア) 実施年度の準備体制時に必要な人員・組織機能に関する計画

※ 大会における具体的な人員配置等は、実施運営計画にて策定していくため作成不要

(イ) 大会開催に当たっての予算計画

※ 検討の深度化に合わせて「人員・組織機能に関する計画」及び「予算計画」の暫定版を提示し、その後随時更新していく

イ 広報・マーケティング・参加登録に関する計画・対応

(ア) 競技愛好者を含む一般参加者への広報・プロモーション、気運醸成計画

(イ) HPの作成及び参加申し込みの受付に関する決済を含めたシステムの構築に関する計画

(ウ) スポンサー獲得へ向けた企業等へのプロモーション計画

(エ) ウの計画に基づいた企業等へのプロモーション活動

ウ 競技に関する基本計画

(ア) 大会開催に当たってのカテゴリー設置に関する計画

(イ) スタート及びゴール地点に関する計画（駐車場等を含む）

(ウ) 審判員、ボランティア等の人員配置及び給水設置箇所等（沿道対応含む）

(エ) コースに関する実地・実測調査（競技のための正確な実測調査は想定しない）

(オ) 宿泊・輸送（人、自転車等）に関する計画

(カ) 救急・救護対応に関する計画（指定病院等を含む）

(キ) 当日の本部運営体制に関する計画

エ 交通規制・警備関連計画

(ア) 道路状況及び近隣施設等の把握のための実地踏査の実施

(イ) 交通規制位置、規制スケジュールの計画

(ウ) 一般交通の迂回路の計画

(エ) 人員（誘導員等）の配置及び資機材（鉄柵等）の設置・撤去計画並びに人員・資機材のために必要なコース沿道の用地のリストアップ

(オ) 標識被覆、標識追加設置の計画

(カ) 誘導看板デザイン、配置の計画

(キ) 住民、一般交通への事前告知の手法、サイン計画、告知スケジュールの計画

オ ボランティア関連計画

(ア) ボランティアの募集・研修・配置に関する計画

カ 付帯イベントに係る計画

(ア) 付帯イベント（都民参加型レース等）の内容、実施会場、人員・備品等の配置等に関する計画

キ 各計画の策定に必要な関係各所との調整に関すること

(ア) 道路管理者・警察・自治体・沿道事業者・沿道住民等の関係者との打合せのための情報の収集・資料作成・各種調整（必要に応じて打合せへの同席や説明会準備・個別対応など）

ク 継続的な大会（付帯イベントを含む）実施に関する全体戦略

(ア) 今後の大会（付帯イベントを含む）の継続的な発展・拡大を踏まえた全体戦略の検討（例：規模拡大、国際競技団体の公認取得のプロセス、観光との相乗効果、参加者・ボランティアデータ活用施策、継続に向けた収支プランの策定等）

(7) その他

ア 関係者との調整等

道路管理者、交通管理者、会場管理者、国内競技団体、東京都庁内関係部署、関係自治体等との交渉や打合せに関し、調査・分析や実施運営に係る内容に基づきPowerPoint・

Excelデータ等の編集可能な様式による資料作成を行うとともに、必要に応じて出席し説明

を行うこと。打合せの内容により、実施内容の修正や追加の必要が生じた場合は、委託者と協議の上、対応すること。

#### イ 住民説明会補助

コース、会場付近の地域住民及び事業者等への説明会への同席、開催場所の確保、資料作成や開催案内・調整等、運営補助を行うこと。

#### ウ 関係官公署との協議・手続等

- (ア) 関係官公署等への手続について、申請先や申請時期等を調査し、リストを作成した上で、必要な対応を行うこと。
- (イ) 法令に基づく申請が必要な場合は、申請に必要な書類の原案を作成し、委託者に提出すること。また、当該申請又は受領の際の説明等、必要な対応を行うこと。
- (ウ) 関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、受託者の作成する書面により報告すること。

#### エ 協賛企業等の募集

大会について、協賛金や備品などの提供を受けることができるよう以下の(ア)及び(イ)を踏まえた協賛企業等を募集する計画を作成すること。作成に当たっては、金額を段階的にした募集方法にする等、協賛等が集まりやすい工夫を委託者と協議すること。

なお、協賛企業等には、味の素スタジアムで同日に開催するイベントへの露出の権利も付与する予定である。

#### (ア) 協賛企業等の選定

協賛企業等の選定に当たっては、以下の取組を行っている企業等を選定するよう努めること。

- a 環境への配慮を意識した取組を行っていること。
- b 都民の健康増進に繋がる取組を行っていること。
- c 都が進める自転車施策に賛同していること。

#### (イ) 協賛金等の活用

受託者は、大会に関して想定される以下の金員等(例示)について収受することができることとし、金員等の合計額に相当する大会に関する業務内容を委託者に提供すること。具体的な業務内容は、別途委託者が指示するものとし、相当する業務内容がない場合は、委託者に金員等を返還する場合がある。また、それ以外の収入等が発生した際には委託者と協議の上、取扱い方法を決定する。

- a 協賛企業等から収受した協賛金から受託者の手数料を控除した残額
- b 協賛企業等から提供された物品又は役務によって支出が不要となった費用
- c 大会参加費

#### オ 事業効果測定

事業効果測定は本業務には含まず、「令和5年度 GRAND CYCLE TOKYO マルチスポーツ、多摩自転車イベント実施運営計画策定支援及び実施運営委託」の受託事業者で対応するものとする。

よって、必要な情報等は当該受託事業者に適宜共有を図ること。当該受託事業者から必要な情報を求められた場合は、誠実に対応すること。

#### カ その他、運営全般に係る業務

- (ア) 受託者の責任の下、全作業を完了すること。万が一トラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。



(イ) 本事業終了後は、関係法令の定めに従い、迅速に撤去作業、原状回復及び清掃を行うこと。制作物等がある場合は納品すること。ただし、納品の必要のないものについては受託者において処分すること。

キ 合理的配慮の徹底

「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」等に基づいた合理的配慮を徹底すること。

## 10 成果品

(1) 成果物の納品部数は以下のとおりとする。原則としてA4サイズ資料を提出し、電子データをMicrosoft Teamsのファイル共有機能を利用するか、DVD-R等の記録媒体に収録し、提出すること。電子データはMicrosoft officeソフトWindows形式にて表示可能なものとする。

ア 実施計画書 10部

イ 業務運営マニュアル及び進行台本 10部(ただし、最終稿の納品部数については別途通知する。)

ウ 実施及び検証報告書 5部(来場者アンケートの集計・分析は終了後3週間以内を目途に行い、結果を報告すること。)

エ 記録写真データ(広報等に使用可能な著作権許諾がされたものを含む。) 1式

オ 記録映像データ(広報等に使用可能な著作権許諾がされたものを含む。) 1式

カ 自転車ロードレースの中継配信映像データ 1式

キ 作成したウェブページに関連するデータ 1式

(2) 成果品については、事前に版下案を委託者に提出の上、内容の確認を受けること。成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

(3) ウェブページ等において、終了後速やかに事業終了の告知を行い、記録写真等により当日の様子を公開すること。

(4) 納入先は、以下のとおりとする。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部国際大会課内)

## 11 危機管理体制の整備

(1) 大会当日は、参加者及び来場者等の安全に十分に配慮し、危険防止等の安全策を講じること。

また、非常時には参加者及び来場者等の安全確保、避難誘導に万全を期すこと。

(2) 大会当日のほか、準備期間等も含めて作業中に発生した事故についての責任は、第一義的には受託者が負うものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、損害賠償等の請求があった場合には、受託者が誠意をもって処理するものとする。

## 12 秘密の保持

受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しない

こと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

なお、契約終了後においても同様とする。

### 13 個人情報の取り扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会に返却するものとする。仕様書別紙 1 「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」を遵守すること。

### 14 著作権等

- (1) 本委託の成果物（成果品、作成途中の成果品及び業務の履行に当たり作成した記録等を含む。）の著作権は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利も含め、全て委託者に帰属するものとする。ただし、従前より受託者又は第三者の有する著作物の著作権は、当該受託者又は第三者に留保されるものとする。

なお、受託者は、委託者の承諾なく成果品等を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

- (2) 受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任において、必要な処理を行わなければならない。

### 15 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

受託者は、委託内容の全部又は主要部分及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が東京都の競争入札参加有資格者でない場合、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認すること。

### 16 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（令和 4 年 11 月 1 日施行）と同様の水準でのセキュリティを確保すること。仕様書別紙 2 「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

### 17 環境により良い自動車利用

本委託の履行に当たり、仕様書別紙3「1 東京都グリーン購入推進方針」及び「2 環境により良い自動車利用」を遵守すること。

#### 18 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) 上記(1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

#### 19 その他

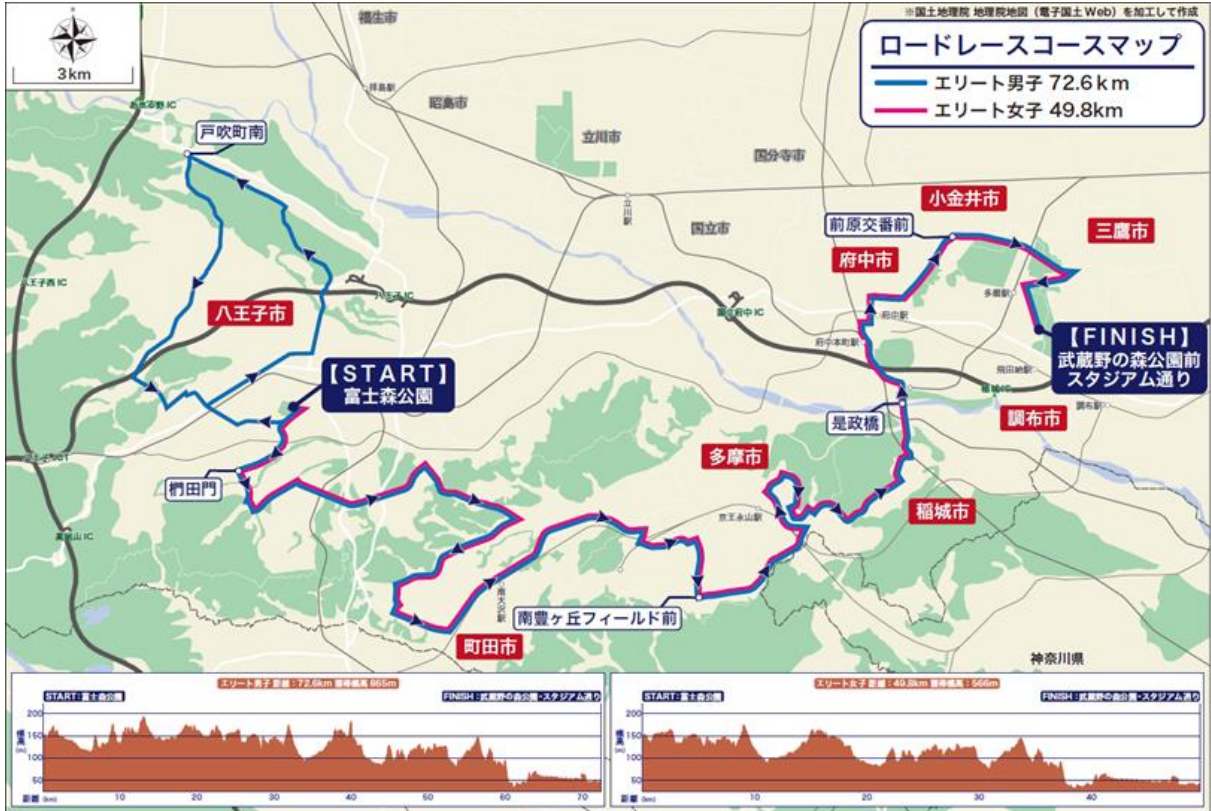
- (1) 受託者は、本委託の履行に際し、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議するものとする。
- (2) 本仕様書について、あらかじめ記載されていない事項及びその後の状況変化があった事項等については、その都度、双方で協議の上、対応するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大又は荒天等を理由に、やむを得ず企画を延期、中止する場合がある。中止に伴う対応については、社会通念上相当かつ合理的な範囲において委託者との減額等に係る協議に応じるものとする。
- (4) 調達の際は、紛争や人権問題に加担していることが疑われる者又は地域からの調達は避ける等の配慮をするように努めること。

#### 20 担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階南側  
(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部国際大会課内)  
GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局

【別表】 カテゴリー別レースコースマップ

(1) エリート男子・女子 コースマップ



(2) パラサイクリングコースマップ



※本コースについては、大会運営上の事由等により、変更される場合があります。